

26外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成26年8月26日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月6日

福岡市監査委員 石田正明
 同 宮本秀国
 同 齋田雅夫
 同 伯川志郎

1 監査報告と措置の件数

22 外部監査公表第2号（平成22年4月26日付 福岡市公報第5729号 公表）分
 （高齢者福祉及び介護保険事業の運営管理について）・・・・・・・・・・2件

24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号 公表）分
 （福岡市における補助金の執行状況について）・・・・・・・・・・23件

25 外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号 公表）分
 （福岡市（外郭団体を含む）の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について）・・・・・・・・・・58件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

22外部監査公表第2号（平成22年4月26日付 福岡市公報第5729号 公表）

高齢者福祉及び介護保険事業の運営管理について

（総論）

2. 地域支援事業及び高齢者福祉サービスの状況について

監査の結果	措置の状況
(2)地域支援事業 ③任意事業 オ. 地域自立生活支援事業 c. 声の訪問事業 (意見34) 電話相談サービス提供のために市では931回線の電話回線を用意している。現在はそのうち約300回線を利用者に貸与しているが、残りの約600回線は休止状態として管理している。電話回線が休止していること自体で新たな費用負担は発生しないものの、登録者数が年々減少している現状では	平成25年度末現在、保有する回線は856回線であり、そのうち483回線を利用者に貸与し、残りの373回線は休止状態である。 休止回線については、今後の高齢者人口の増加に伴い、貸与数が増加する可能性もあるため、一定程度（約100回線）は予備的な回線として保管しておく必要がある。 残りの回線については、回線の売却を検討したが殆ど利益にならないことからそのまま保有することとし、今後、市の事業において回線を必要とする際に活用していく。 ※財政局とは協議済み。

これらの休止回線をどのように今後活用していくかも検討する必要があると考える。	(介護福祉課)
--	---------

15 養護老人ホーム松濤園について

監査の結果	措置の状況
<p>(5)養護老人ホーム松濤園運営上の課題について (意見75)</p> <p>養護老人ホーム松濤園は、養護老人ホーム設立（昭和46年5月）から38年経過し、設備が老朽化しており、今後、継続的な施設改修費が必要となる。また、施設における個室対応が進んでおらず、養護老人ホームの存在に係る市民への情報提供も不足している。</p> <p>このような状況において松濤園の運営が行われているが、運営自体も年齢構成等が高いために人件費負担が大きく、市の一般財源からの支出も年間平均135,963千円程度発生している。今後、運営については民営化も含めて民間による活力を利用することについて検討することが必要であると考ええる。</p>	<p>市立の養護老人ホーム松濤園については、昭和46年の設立から40年以上が経過しており、施設の老朽化が著しいことや全国的に同様の施設の多くが社会福祉法人により運営されている。</p> <p>このような状況から、松濤園に代わる新施設の設置・運営については、社会福祉法人により実施するとともに（平成 29年度から運営開始予定）、松濤園を廃止することとした。</p> <p>(高齢者サービス支援課)</p>

24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）

福岡市における補助金の執行状況について

第2部 総論

第1章 福岡市の補助金の概要と取組み

第2節 福岡市における補助金についての取組み

監査の結果	措置の状況
<p>②「長期補助金への対応」について (意見3)</p> <p>補助の終期設定の原則化のため、補助金交付要綱・要領には補助の終期設定を規定すべきである。この進捗がないときには、補助金交付規則に、交付要綱・要領に終期設定規定を義務付ける規定を新設するなどの対応を検討すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>平成25年10月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助制度が条例化されているものを除く全ての補助金について、終期を設定するよう定めた。</p> <p>また、平成26年4月1日付で福岡市補助金交付規則を改正し、補助金ごとに終期を設けて、要綱等を定めることとした。</p>
<p>④「公募制の拡大」について (指摘1)</p> <p>公募制の補助金については、補助金交</p>	<p>現在、公募により実施している補助金については、各補助金要綱の補助対象者に関する条項に、「本補助金の交付対象者は、公</p>

<p>付要綱上も公募制であることを明記すべきである。また、補助の趣旨・目的から公募制であるべき補助金の交付要綱が、特定団体に対するものとして規定されている要綱は、直ちに改正・改善の必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(財政調整課)</p>	<p>募により募集する」旨の記述を追加するよう、全庁通知を行っている。</p> <p>また、平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、公募制であるべき補助金が非公募となっていないか検証の上、積極的な公募化を行うこと、及び公募によることとした補助金は、その交付要綱等において公募である旨を明記することとした。</p> <p>更に、平成 26 年 4 月 1 日付で福岡市補助金交付規則を改正し、公募制の補助金については、要綱等に補助事業者の公募に関する事項について記載することとした。</p>
--	--

第 3 章 監査の視点からの全体的意見

第 1 節 補助対象事業及び対象経費

監査の結果	措置の状況
<p>2 「委託費」や「負担金」への変更の検討(意見 5)</p> <p>補助の対象事業が市の事業と考えられるもの、また、対象事業による市への一定の利益と責任が認められるものについては、「委託費」「負担金」への見直しを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(財政調整課)</p>	<p>平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助金に限らず、支出負担行為にあたっては、適切な歳出科目により支出するよう明記した。</p>
<p>3 対象事業及び対象経費の特定・明確化(意見 6)</p> <p>補助金交付については、対象事業及び対象経費を、概括的でなく具体的に、特定し、これを要綱等に明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(財政調整課)</p>	<p>平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助要件、補助額・補助率、補助対象経費、補助対象事業については、概括的でなく具体的に特定し、要綱等に明記するよう定めた。</p> <p>また、平成 26 年 4 月 1 日付で福岡市補助金交付規則を改正し、全ての補助金について、補助対象事業、補助対象経費を記載して要綱等を定めることとした。</p>

第 3 節 長期継続補助金への対応と条例化の検討

監査の結果	措置の状況
<p>(意見 7)</p> <p>長期継続補助金については、既得権化の弊害等があることから、事業の自立を促進、補助効果の検証等の見直しが必要であり、定期的な検証を実施すべきである。なお、補助金交付の他に有効な施策がなく、公益</p>	<p>個別の補助金については、毎年度の予算編成等を通して、引き続き見直しを実施していく。</p> <p>平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助制度が条例化されているものを除く全ての補助金に</p>

<p>性の観点から、やむを得ず今後も継続が必要と思われる補助金については、議会の承認を得て条例を制定し、これに基づく補助金交付とするような手法を検討すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>ついて、終期を設定するよう定めた。</p> <p>また、平成 26 年 4 月 1 日付で福岡市補助金交付規則を改正し、補助金ごとに終期を設けて、要綱等を定めることとした。</p>
--	---

第 6 節 交付先団体の検討

監査の結果	措置の状況
<p>3 間接補助について (意見 8)</p> <p>実績報告審査の信頼確保のためには、直接補助を原則とすべきであり、事務量等の関係で間接補助を適当とする場合も、交付先に対して分配基準や審査基準を明確にした委託をすべきである</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、本市の補助金は直接補助を基本とし、事務量等の関係からやむを得ない場合についてのみ、要綱等に再交付先への配分基準や審査基準を明記する等の条件のもと、間接補助を行えることとした。</p> <p>また、補助対象となる事業が市自身の事業である場合は、委託として支出することについても検討することとした。</p>

第 7 節 補助金交付申請及び実績報告書の審査

監査の結果	措置の状況
<p>1 補助対象事業及び対象経費の厳格な確定 (意見 9)</p> <p>交付要綱においては、補助対象事業を明確に記載すべきである。そして、交付先に対しては、収支・事業計画や実績報告書に、対象事業と対象外事業を区別して記載することを指導・徹底すべきである。</p> <p>(財政調整課)</p>	<p>各種書類の適切な記載を推進するため、平成 24 年 5 月末に、補助金の事務手続きの流れやチェック項目・視点等を解説した「補助金事務の手引き」を各局へ通知した。</p> <p>また、平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助要件、補助額・補助率、補助対象経費、補助対象事業については、概括的でなく具体的に特定し、要綱等に明記するよう定めたほか、補助対象団体に対しては、収支・事業計画書や実績報告書において、補助対象事業と対象外事業を明確に区別して記載するよう、指導を徹底する必要があることを明記した。</p>
<p>(意見 10)</p> <p>交付要綱においては、対象事業に関する対象経費と対象外経費の区分を明記すべきである。そして、交付先に対しては、収支・事業計画や実績報告書に、対象経費と対象外経費を区別して記載することを指導・徹底すべきである。</p>	<p>各種書類の適切な記載を推進するため、平成 24 年 5 月末に「補助金事務の手引き」等を各局へ通知した。</p> <p>また、平成 25 年 10 月に策定した「福岡市補助金ガイドライン」において、補助要件、補助額・補助率、補助対象経費、補助対象事業については、概括的でなく具体的</p>

(財政調整課)	に特定し、要綱等に明記するよう定めたほか、補助対象団体に対しては、収支・事業計画書や実績報告書において、補助対象事業と対象外事業を明確に区別して記載するよう、指導を徹底する必要があることを明記した。
---------	---

第3部 各論(個別補助金の監査)

第1章 総務企画局の補助金

第1節 国際部

監査の結果	措置の状況
2 国連ハビタット福岡事務所支援事業補助金 (意見15) 本補助金については、補助金ではなく、負担金として取扱うべきである。	本補助金における関係団体と協議を重ねた結果、平成26年度より負担金として取扱うことで合意。補助金から負担金へ費目の変更を行った。

第2節 スポーツ事業課

監査の結果	措置の状況
1 国際スポーツ補助金外13件 (意見20) 飲食代等、補助対象外とすべき費用を再度見直し、要綱上、補助対象経費と補助対象外経費を明確に整理すべきである。	飲食代等、補助対象外とすべき費用を見直し、要綱上、補助対象経費と補助対象外経費を明確に規定した。

第3節 生活安全課

監査の結果	措置の状況
1 福岡市防犯協会連絡協議会事業補助金 (意見22) 補助金の交付に連絡協議会を通す必要はなく、補助金が適正な基準で分配されているか否か確認できない現状には問題があるため、本補助金は直接各7地区の防犯協会に交付すべきである。	連絡協議会ではなく、各地区防犯協会へ直接交付する方法に変更した。
(意見24) 要綱を改正して各防犯協会への分配の基準を明らかにすべきである。	直接補助へ変更した。
(意見25) 福岡市防犯協会連絡協議会支援事業助成対象外経費基準のうち、「個々の事例を考慮し、各防犯協会で判断する」とこととされているものについては、防犯協会が判断するのではなく、福岡市が判断す	福岡市防犯協会連絡協議会支援事業助成対象外経費基準を廃止し、補助対象経費を定めることで基準を明確にした。

る旨の基準に訂正すべきである。	
(意見 29) 補助金を継続するのであれば、要綱において、「対象経費は交通安全に関する広報啓発のための物品購入費とする」等と補助対象経費を定めるべきである。	補助対象経費については、地区交通安全協会補助金交付要綱を改め、補助対象事業の実施に要する経費は、広報啓発費及び会議費とすることとした。

第4節 コミュニティ推進課

監査の結果	措置の状況
(指摘 4) ビール代が補助対象経費として認められることがあるという取扱は直ちに改めるべきである。	酒類代を補助対象外とする内容に補助金交付要綱の改定を行った。(市コ第 201 号、平成 26 年 4 月 1 日施行)

第3節 こども発達支援課，こども家庭課

監査の結果	措置の状況
1 民間社会福祉施設運営費補助金（障がい児） 2 民間社会福祉施設運営費補助金（児童養護施設等） (意見 49) 補助金申請時に団体の財務内容を確認し、前年度末の繰越金額等の財務内容によっては、補助金を交付しないことや算定基準による金額を減額できるように、交付要綱を改正すべきである。	1 交付要綱の改正については、平成 26 年 4 月 1 日から改正した。 2 交付要綱の改正については、平成 25 年 4 月 1 日から改正した。

第4章 保健福祉局の補助金

第2節 地域医療課

監査の結果	措置の状況
(意見 62) 看護専門学校事業についても、福岡市が敢えて、福岡県私設病院協会専門学校を補助する意義について、補助の必要性、公平性の観点から、再検証されるべきである。	福岡県私設病院協会看護専門学校への補助金については、補助対象外経費を含めた総収支決算において多額の繰越金を生じていること、また卒業生の市内の医療機関への就職率も高くないことから、本市における特出すべき公益性や補助の必要性は低く、補助金を交付していない他の看護師養成施設との公平性を考慮し、平成 25 年度より補助の対象外とした。

第8節 開催運営課

監査の結果	措置の状況
1 防犯協議会補助金 (意見 114) 防犯協議会補助金の金額については、	再検討の結果、補助対象経費については、防犯啓発に係る広報費および公営競技場の防犯対策状況調査に係る旅費、いずれも犯

昭和57年から145万円の金額が継続していることから、補助対象経費を厳格に分析し、真にこの金額を維持すべきかを再検討すべきである。	防対策に必要な金額であり、防犯協議会補助金の金額は維持すべきものと判断した。
---	--

第7章 農林水産局の補助金

第1節 水産振興課

監査の結果	措置の状況
<p>1 漁協経営基盤強化対策事業補助金 (意見 117)</p> <p>補助対象事業である指導事業として挙げられている項目の中には、指導と評価しがたいものも多く、補助率については、指導の実態に即したものとすべきである。また、人件費を補助するという形態を改め、漁家を指導するための研修等に要した費用等に対する補助を行うべきである。</p>	<p>漁協経営基盤強化対策事業(漁家経営等指導)補助金交付要領を改め、補助対象経費を、漁家指導に関する研修等に要する費用とするとともに、補助率を1/2から1/3に変更した。</p>
<p>(意見 118)</p> <p>要領第2条の事業内容を明確にすべきである。</p>	<p>漁家経営等指導要領を改正し、補助対象経費及び補助対象外経費を改めた。</p>
<p>2 水産加工業振興事業補助金 (意見 119)</p> <p>本補助金については、公益上の必要性は認められるが、直接的に市民に対し、新鮮で安全な食料を安定的に供給するという市民の基本的な食料を維持するという目的が強いとは言えず、また他の業種との間の公平性について疑問がある。廃止、あるいは一般化(産業育成に対する補助金等)について検討すべきである。</p>	<p>水産加工業振興事業補助金は、平成25年度をもって廃止した。</p>
<p>(意見 121)</p> <p>日当を補助対象外経費とすることにつき、要領に明記すべきである。</p>	<p>水産加工業振興事業補助金は、平成25年度をもって廃止した。</p>
<p>(意見 122)</p> <p>要領において、具体的に補助対象事業及び経費を特定すべきである。</p>	<p>水産加工業振興事業補助金は、平成25年度をもって廃止した。</p>

25 外部監査公表第1号(平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号公表)

福岡市(外郭団体を含む)の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について

第2部 総論

第2章 監査の視点と全体的意見

第2 監査の視点と全体的意見

監査の結果	措置の状況
<p>4 期限の利益喪失条項について (指摘3)</p> <p>合理的な回収事務を遂行するため、また裁判上の請求をするためには、貸付金の根拠となる条例や要綱には期限の利益喪失条項を明記し、かつ借用証等においても同条項を明記することが絶対に必要である。また、同条項を欠いて貸付けた債権については、滞納債務者に対し、債務承認や履行延期の特約合意をするときに、承認書や誓約書に期限の利益喪失条項を記載することが必要である。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>債権管理に関する手順等を示した「債権管理マニュアル(平成26年2月策定)」において、契約時の契約書に期限の利益喪失条項を規定することとしたほか、同条項の規定がなく契約したものについては、納付誓約書徴収時等に同条項を追加する取扱いとした。</p>
<p>5 債権の管理・回収について (指摘4)</p> <p>施行令の厳格な規定を遵守するためには、債務者の経済状況等に関する情報を収集して、履行延期や分割弁済の特約をし、また、適切な時機に訴訟・非訟手続による履行請求をするべきである。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>「福岡市債権管理条例(平成26年3月制定)」において、地方自治法施行令等に基づく徴収手続を遵守する旨を規定したほか、「債権管理マニュアル(平成26年2月策定)」において、納付交渉や調査による情報収集のほか、履行延期の特約等の徴収緩和措置や訴訟等による履行請求に関する具体的な手順を示した。</p>
<p>6 不納欠損処理について (意見3)</p> <p>回収不能な債権の繰越を繰返さず、財務の透明性・信頼性を保持するために、議会への債権放棄提案の基準を検討し、規則等を作成して、適切な時期に適正に債権放棄をして、不納欠損処理ができるようにすべきである。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>「福岡市債権管理条例(平成26年3月制定)」において、破産免責や相続の限定承認により弁済がなされない場合など、明らかに回収ができないと見込まれる場合に限り、債権放棄を行うことができる旨を規定した。</p>
<p>7 債権管理・回収及び不納欠損処理を適切に実施するための方策について (意見4)</p> <p>公債権については「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」が定められて、督促及び延滞金徴収事務の統一的な運用がなされているところ、同条例は貸付金(私債権)には適用されないので、私債</p>	<p>「債権管理マニュアル(平成26年2月策定)」において、「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」と同様の期日で貸付金(私法上の債権)の督促を行うほか、契約書や民法等に規定する遅延損害金を徴収する取扱いとした。</p>

<p>権についても、統一的な規定を設けて、統一的な運用をすることが必要である。</p> <p>(財産活用課)</p>	
<p>(意見5)</p> <p>貸付金所管課限りの限られた情報に基づく債権の管理・回収には限界があり、効率的な回収事務、適正な債権管理を遂行することは、市の財源確保及び市民負担の公平性に資することであるから、貸付金所管課が保有する個人情報の共有化を検討する必要がある。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>「福岡市債権管理条例（平成26年3月制定）」において、事務の遂行に必要な限度で、法令上の規定に従い、債権所管課間で滞納者情報の利用ができる旨の規定を設けた。</p>
<p>(意見6)</p> <p>適正かつ統一的、効率的な貸付金債権の管理・回収事務を執行するためには、統一的な基準を示すことが必要であるので、これまでの債権管理・回収事務や研修等の成果を踏まえて、全庁的な取り組みとして、私債権管理条例の制定を検討する必要がある。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p>徴収手続の適正な実施を図るため、債権管理に関する基準等を示した「福岡市債権管理条例（平成26年3月制定）」を制定した。</p>

第3部 各論

第2章 財政局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市施設整備公社貸付金</p> <p>(意見7)</p> <p>単年度貸付については、長期貸付への変更を検討すべきである。</p> <p>(アセットマネジメント推進課)</p>	<p>福岡市施設整備公社貸付金のあり方について、長期貸付への変更を含め、検討・協議し、公社の事業内容等を踏まえ、現行手法を継続する方向で取り組むこととした。</p>

第3章 市民局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 集会施設用地購入資金融資（預託金）</p> <p>(意見9)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的にわかるような要綱に改正すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>福岡市集会施設用地購入資金融資制度要綱を一部改正し、預託の終了時期を明記した。</p>

<p>2 福岡市若年者専修学校等技能習得資金 (意見 11)</p> <p>施行規則等で返済を怠った場合の期限の利益喪失を規定し、誓約書及び借用証書にもその旨の条項を入れるべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>期限の利益喪失については、平成26年4月に施行規則を改め、同条項を盛り込み、併せて誓約書及び借用証書の様式にその旨を記載した。</p>
<p>(意見 12)</p> <p>延滞利子を適正に請求し、免除規定とあわせて運用することにより債権回収を図るべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>延滞利子は、催告書において定期的に請求する。</p>
<p>4 更生資金貸付金 (指摘 6)</p> <p>時効期間の経過のみによって時効援用があったとみなす扱いはせず、援用の意思表示を確認すべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>平成26年4月施行の「福岡市債権管理条例」に準じ、適切に時効の取扱を行うこととした。</p>
<p>(意見 15)</p> <p>時効中断のための努力が不十分である。債務承認書を取り付けるなど、時効完成に至らないような管理に努めるべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>債務者の状況に応じ、債務承認書（分納誓約書など）を取り付け時効完成に至らないような管理に努める。</p>
<p>(意見 16)</p> <p>不納欠損処理（権利放棄を求めるもの）の基準を適切に定め、それにしたがって不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>平成26年4月施行の「福岡市債権管理条例」に準じ、新たに債権放棄処理の基準を定め、不能欠損処理を適切に行うことにした。</p>

第4章 こども未来局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 母子・寡婦福祉資金貸付金 (指摘 7)</p> <p>現在、期限の利益喪失についてマニュアルに規定がないためか、契約書等にもまったく記載がみられない。そのために回収業務が極めて煩雑で非効率的となっている。今後の貸付においては早急にマニュアル・契約書等を整備し、期限の利益喪失条項を利用して効率的な回収を図るべきである。</p>	<p>事務処理マニュアルを整備し、申請書、借用書に期限の利益の喪失を記載することとした。</p>

(こども家庭課)	
<p>(意見 17)</p> <p>本貸付金については、電話督促や戸別訪問等による督促が行われているが、借受人と直接接触过して督促しているにも拘らず、必ずしも現実の回収にあたって必要となる情報が得られていない。福岡市においては、督促にあたって、現実の回収を見据えた情報収集を行うことが望ましい。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>電話督促や戸別訪問時に接触が出来た場合には、携帯番号、就業状況、職場連絡先、毎月の収入などを貸付システムの特記事項に入力することを徹底した。</p>
<p>(意見 18)</p> <p>本貸付金は弁済期が比較的長期のものが多く、弁済日が古いものから順次消滅時効にかかってしまっている状況である。福岡市においては、債務承認を取ることや訴訟提起等を償還指導スケジュール等に組み込むことにより早期に時効中断手続きをとることが必要である。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>財政局が作成した「債権管理マニュアル」の徴収手続きにしたがい、償還スケジュールに各滞納者に適切な時効中断手続きを取ることを組み込むこととした。</p>
<p>(指摘 9)</p> <p>本貸付金については、母子及び寡婦福祉法施行令において、年10.75%の遅延損害金をとらなければならない旨の定めが置かれているにもかかわらず、マニュアル・契約書等に遅延損害金の定めがなく、遅延損害金が徴収されていないため、母子及び寡婦福祉法施行令に違反した処理がされている。福岡市においては、遅延損害金の定めをマニュアル、契約書等に加筆して原則として遅延損害金の徴収を行うべきであり、特別な事情で遅延損害金を徴収すべきではない事案については、適正な手続きにのっとりして免除等の手続きを経る必要がある。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>違約金（指摘の遅延損害金）については、事務処理マニュアル等の修正を行い、徴収方法や免除などの規定について整備を行うこととした。</p>
<p>(指摘 10)</p> <p>本貸付金については、地方自治法施行令上必要とされている債権回収手続きがとられておらず、その手続きをとらないという決定もなされていない。そのため、</p>	<p>督促においても返済がなされない債権については、財政局が作成した「債権管理マニュアル」の徴収手続きにしたがい、訴訟手続きについて事務処理マニュアルに記載することとした。</p>

<p>多くの貸付金について消滅時効が完成してしまっている。</p> <p>地方自治法施行令上、督促によっても返済がなされない場合には訴訟手続きをとることが原則とされていることから、本貸付金についても原則としては訴訟手続きをとることを検討すべきであるし、訴訟手続きをとることが妥当でないものについては、相当な理由をもって訴訟手続きを行わないという決定をして、期限延長等の合意をすべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	
<p>(意見 19)</p> <p>本貸付金については、マニュアルが制定されており、貸付・回収業務に携わる職員はマニュアルをもとに手続きを進めているようである。しかしながら、マニュアルには、督促によっても返済されなかった債権について訴訟手続きを取る必要があること、また訴訟手続きをとらないのであれば、期限延長合意等を行わなければならないことが記載されていない。法令上、訴訟手続きもしくは期限延長合意等を行うことが義務付けられていることから、この点をマニュアルに加筆すべきである。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>督促によっても返済がなされない債権については、財政局が作成した「債権管理マニュアル」の徴収手続きにしたがい、訴訟手続きについて事務処理マニュアルに記載することとした。</p>
<p>(意見 20)</p> <p>本貸付金については、既に時効期間が経過しているものが多数存在し、その他にも回収可能性がないものが多くあることが見込まれる。このような回収見込みのない債権が市の財産として計上されることは市の会計の透明性という観点から問題であると考えられるので、時効期間が経過しているもの等については随時回収の可否を検討し、回収不可能とするものについては、会計上の処理にも反映させる必要がある。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>時効期間経過後の取扱については、「福岡市債権管理条例」に基づき、回収見込みについて調査を行い、回収不能と判断したもののから不納欠損処理を行うこととした。</p>

<p>(意見 21)</p> <p>本貸付金については、不納欠損にかかるマニュアルの記載に不適切な記載が複数みられる。福岡市においては、早急にマニュアルを改訂し、回収不可能な債権について不納欠損処理することができる体制を作る必要がある。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>不納欠損処理については、「福岡市債権管理条例」に規定されたため、これに合わせて事務処理マニュアルの改訂を行うこととした。</p>
<p>2 福岡市家庭的保育事業敷金貸付金 (意見 22)</p> <p>「貸付」は、貸付額の全額が返済されることを前提とするものである。しかしながら、本貸付金においては、貸付金交付当初から一部の返還を要しないことが予定されており、返還を要しない敷金額（少なくとも原状復帰費用相当額）を貸付金として交付していることには問題があると思われる。交付後に免除すべき事由が生じて免除するのであれば免除もありうるが、交付時から返済を予定していないことから、免除にもそぐわない。少なくとも原状復帰費用については、全額回収したうえで同額を補助する形をとるか、当初から補助金を交付する等、実態に即した契約形態にすることが望ましい。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>本貸付金は敷金の貸付金であり、敷金精算終了後に貸付金の返済を予定しているものである。原状復帰費用が発生する場合には、その費用相当額を返済額から控除するものであり、原状復帰費用は退去時に清算されるものであることから、貸付当初から原状復帰費用を算出することは困難であり、また原状復帰費用が不要になる場合もあることから、貸付当初から原状復帰費用相当額を補助金として交付することは困難である。</p> <p>また、26年度以降の新規貸付分より、退去時に原状復帰費用を差し引いた額を市へ返還する旨を貸付金の契約書へ明記することとした。</p>
<p>(意見 23)</p> <p>今後、本貸付を行うにあたっては、敷金額のみならず、敷引特約や原状復帰にかかる約定等、本貸付金の返済を受けるにあたって重要となる約定まで確認し、必要があれば家庭的保育事業実施者に対して貸借人との協議を指示する等の対応をとるべきである。</p> <p>(子育て支援課)</p>	<p>平成 26 年度以降の新規貸付分より、原状復帰費用が確認できる賃貸借契約書等を徴する旨を貸付金の契約書に明記することとした。</p>
<p>(意見 24)</p> <p>現状どおり、原状復帰費用について返済義務を負わない形の金銭消費貸借契約を締結するのであれば、金銭消費貸借契約書にもその旨を明記するべきである。</p>	<p>契約書への記載については、平成 26 年度以降の新規貸付分より、原状復帰費用を差し引いた額を市へ返還する旨を明記することとした。</p>

(子育て支援課)	
<p>3 福岡市私立幼稚園振興資金貸付金 (意見 25)</p> <p>単年度貸付については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>	<p>平成 26 年度に、新規の貸付は廃止とした。</p>
<p>(意見 26)</p> <p>単年度貸付を前提にするとしても、貸付の終了時期を決めて行うべきであり、貸付の終了時期を含めて、貸付制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>	<p>平成 26 年度に、新規の貸付は廃止とした。</p>
<p>4 福岡市賃貸分園貸付金 (意見 27)</p> <p>本来、「貸付」は、貸し付けた額全額の返済が予定されたものである。しかしながら、本貸付金については、当初から全額の返済が予定されていない。当初から返済されない金銭の交付は貸付とは言えないことから、補助金として交付したうえで、返還された敷金額は償還させるか、もしくは、少なくとも当初から返済が予定されていない原状復帰費用については補助金として交付する等、条件に合致した契約・交付方法を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p>	<p>本貸付金は敷金の貸付であり、敷金清算終了後に貸付金の返済を予定しているものである。原状復帰費用が発生する場合には、その費用相当額を返済額から控除するものであり、原状復帰費用は退去時に清算されるものであることから、貸付当初から原状復帰費用を算出することは困難であり、また、原状復帰費用が不要になる場合もあることから、貸付当初から原状復帰相当額を補助金として交付することは困難である。</p> <p>また、平成 26 年度以降の新規貸付分より、退去時に原状復帰費用を差し引いた額を市へ返還する旨を貸付金の契約書へ明記することとした。</p>
<p>5 民間保育所施設整備資金原資貸付金 (意見 29)</p> <p>本貸付金は、現在の利用状況から考えれば、貸付制度の必要性について疑問がある。また、条件緩和等による利用の増加も見込まれず、類似の、主要な要件がより緩やかな貸付制度が存在することを考えれば、貸付制度の廃止により保育施設の整備等に支障が生じるとも思われない。</p> <p>本市においては、本貸付金の必要性を再検討して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p>	<p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成 26 年度をもって事業を廃止することとしている。</p>

<p>(指摘 11)</p> <p>本貸付金の目的は保育施設へ施設整備等に要する資金を貸し付けることにあるのであるから、保育施設への貸付の必要性のない資金を支出するべきではない。</p> <p>本市においては、必要のない資金を支出する手法を改め、必要性の認められるものについてのみ貸付を実行できるような方法を検討する必要がある。</p> <p>(保育課)</p>	<p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>
<p>(意見 31)</p> <p>単年度貸付については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>
<p>(意見 32)</p> <p>単年度貸付を前提にするとしても、貸付の終了時期を決めて行うべきであり、貸付の終了時期を含めて、貸付制度の内容が具体的に分かるような要綱等を作成すべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>
<p>(指摘 12)</p> <p>本貸付金においては、根拠となる要綱等がないまま、長年に渡って貸付が実行されている。要綱は、貸付継続の可否を検討する基準ともなるものであり、本貸付金の運用にみられる問題点は、本貸付金に関して根拠・基準となるべき要綱等の定めがないことが原因の一つとなっていると考えられる。本貸付金を継続する場合には、貸付の根拠・指針となるべき要綱を作成すべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>

第5章 保健福祉局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>2 福岡市災害援護臨時貸付金 (意見 33)</p> <p>福岡市災害援護臨時貸付金については、条例を制定して、適切な時期に適正</p>	<p>平成26年3月に制定された「福岡市債権管理条例」において、破産免責や相続の限定承認により弁済がなされない場合など、明らかに回収ができないと見込まれる場合</p>

に債権放棄をして、不納欠損処理ができるようにすべきである。 (総務課)	に限って、債権放棄を行うことができる旨を規定した。
--	---------------------------

第6章 経済観光文化局の貸付金

監査の結果	措置の状況
1 福岡市商工金融資金制度 (意見 35) 単年度預託を前提とするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的にわかるような要綱や基本協定書を定めるべきである。 (経営支援課)	平成 26 年度の福岡市商工金融資金制度要綱の改正において、預託金の対象に関する規定を新たに設け、預託制度の内容を明確にした。
2 九州労働金庫貸付金 (指摘 16) 金融機関に対する預託について、その内容を要綱で定めるか基本契約を締結し、各年度の預託契約はこれらにもとづいて行うべきである。 (就労支援課)	平成 26 年度の貸付実施にあたり、要綱を作成し、これに基づき約定書を締結した。
4 公益財団法人福岡観光コンベンションビューローコンベンション開催資金 (意見 38) 本貸付金は必要性に乏しいので廃止を検討すべきである。 (M I C E 推進課)	公益財団法人福岡観光コンベンションビューローのコンベンション開催資金貸付金制度については、平成 26 年度末までに廃止する。
(意見 39) 本貸付金を存続させるのであれば、貸付金要項の規定を見直し、対象経費の範囲についても定めることが望ましい。 (M I C E 推進課)	コンベンション開催資金貸付金制度については、平成 26 年度末までに廃止する。
(意見 40) 年度末の一般会計の収支を償わせるために銀行借入を行う扱いは再検討することが望ましい。 (M I C E 推進課)	コンベンション開催資金貸付金制度の廃止に伴い、当該意見にあるような運用は行わない。

第7章 農林水産局の貸付金

監査の結果	措置の状況
2 福岡市漁業協同組合貸付金 (指摘 17) 現状において、福岡市漁協に対して、	福岡市漁業協同組合貸付金については、平成 25 年度内に資金計画、運用状況等の整合性の検証を行い、平成 26 年度から福岡市

<p>毎年10億円の貸付を継続する必要性があるか、大いに疑問がある。</p> <p>少なくとも、貸付に関する申請にあたっては、より具体的な資金繰りの必要性や資金計画等を提出させ、資金の回転等も考慮して、どの時期に、どの金額の貸付が真に必要なのかを、具体的に検証・検討すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>漁業協同組合貸付金要綱を策定した。</p> <p>今後は、要綱に基づいた資金計画の提出及び運用状況等を報告させるとともに、資金計画と運用状況の整合性を検証していく。</p>
<p>(指摘 18)</p> <p>本貸付金は、形式的には単年度貸付と償還を繰り返しているが、実質的な「出資」であると評価すべき現状にある。貸付であるとするならば、抽象的な「福岡市漁協の経営安定と強化を図る必要」などという理由でなく、どのような状態をもって経営安定・強化というのかを具体的に明らかにし、その具体的な計画を示させた上で、実質的な償還の実現、「貸付の終期」を明示すべきである。</p> <p>もし、これが難しいとするのであれば、政策目的実現のために「貸付」という手法によるべきであるのか、根本からの検討が必要である。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>福岡市漁業協同組合と協議を行い、平成26年度中に貸付の終了時期等を含めた経営改善及び経営安定に向けた中長期計画を策定し提出させることとした。</p>
<p>(意見 44)</p> <p>申請時における資金計画と、実績報告との間に齟齬が見られる。その齟齬が生じた理由について確認・検証すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>福岡市漁業協同組合貸付金については、平成25年度内に資金計画と運用状況の整合性を検証した。</p>
<p>(意見 45)</p> <p>福岡市漁協に対して、毎年10億円の貸付を行う必要性については、その事業収支だけでなく、経常収支ベースでの検討が必要である。福岡市漁協に対しては、本来的事业のみならず、資産の効率的な運用等を促し、事業外収入に属する項目についての収入増のための方策を検討させ、これを通じた経営安定化も促すべきである。</p>	<p>福岡市漁協の具体的な経営安定・強化計画を策定する中で、事業外収入増を含めた資産の効率的な運用についても検討を行うよう、平成25年度内に指導した。</p>

	(水産振興課)	
(指摘 20) 貸付金制度を開始・継続するにあたっては、少なくともその根拠・基準となる要綱等が必要である。少なくとも早急に要綱を作成すべきである。 (水産振興課)		福岡市漁業協同組合貸付金要綱を作成し、平成 26 年 4 月 1 日貸付分から適用した。
(意見 46) 本貸付金に関して、適当かつ十分な担保を設定すべきである。 (水産振興課)		福岡市漁業協同組合貸付金要綱に、保証人及び担保の条文を設定し、平成 26 年 4 月 1 日貸付分から適用した。
(意見 47) 本貸付契約において、貸付先の経営破綻、支払停止、著しい信用低下、担保への強制執行等が生じた際の期限の利益喪失条項を盛り込むべきである。 (水産振興課)		福岡市漁業協同組合貸付金要綱及び貸付契約書についても、期限の利益喪失条項を盛り込み、平成 26 年 4 月 1 日貸付分から適用した。
3 福岡県漁業信用基金協会貸付金 (意見 48) 本貸付金に関しては、確かに、福岡県漁業信用基金協会の中期経営計画に基づき、断続的に「返済」され、貸付金額が漸減しているところであるが、同計画によっても、未だ同協会から貸付金の返済計画が十分に示されておらず、貸付金の終了時期が明示されていない状況にある。元々、本貸付金による経営支援は、例外的・緊急的なものであったと理解されるところであり、これが固定化し、既得権化することは望ましいものではない。 本市においては、貸付金の終了時期を明示するとともに、現状の貸付金額の妥当性を再度検討する必要がある。 (水産振興課)		福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成 25 年度をもって廃止した。
(指摘 21) 実質的には長期の貸付であるのに、貸付の長期化と「返済」の実態を見誤らせる、単年度貸付・償還の繰り返しについては、早急に改めるべきである。 (水産振興課)		福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成 25 年度をもって廃止した。

<p>(指摘 22)</p> <p>貸付金制度を開始・継続するにあたっては、少なくともその根拠・基準となる要綱等が必要である。少なくとも早急に要綱を作成すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成 25 年度をもって廃止した。</p>
<p>(意見 49)</p> <p>本貸付金については、現在も「貸付残高」も決して少額ではなく、その「返済」時期も不確定であるという現状を踏まえて、契約書第 6 条に基づき、一定の担保を得ておくことも検討すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>福岡県漁業信用基金協会貸付金は、平成 25 年度をもって廃止した。</p>
<p>4 福岡市水産業金融資金 (意見 53)</p> <p>これまでの利用実績等に照らして、予算額が明らかに過大である。予算額と実際の決算額の甚だしい乖離が継続的に続いている状況は、予算制度の趣旨からすれば決して望ましいものではなく、予算額は過去の実績等に照らして合理的な範囲で算出・設定すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p>	<p>予算額については、資金需要に迅速に対応できるよう、一定の額の確保が必要と考えているが、利用実績の向上を図る必要もあり、貸付金の使途の見直し等、制度の充実化を図る。</p>

第 8 章 住宅都市局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>4 福岡市宅地防災工事資金融資制度 (意見 70)</p> <p>単年度預託については、できるだけ速やかに改めるべきである。</p> <p>(開発・建築調整課)</p>	<p>預託を行う際には、毎年度当初に金融機関と契約を締結し、毎月、金融機関から融資金運用状況の報告を受け、実態を把握していることから、単年度預託は妥当であると判断し、措置を行わないこととしたが、要領を改正し、預託の終了時期を定めた。</p>
<p>(意見 71)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(開発・建築調整課)</p>	<p>福岡市宅地防災工事資金融資制度運営要領を一部改正し、預託制度の内容及び預託の終了時期を明記することとした。</p>

第 9 章 道路下水道局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市水洗便所改造資金貸付金</p>	<p>貸付規則の変更については、平成 25 年度</p>

<p>(意見 73)</p> <p>本貸付規則が求めている要件に、必ずしも合致しない運用・広報がなされている模様である。本貸付規則が、必要性に応え切れておらず、運用実態にも合致していないということであれば、あくまでも適正な手続を経た上でこれを改めるべきである。</p> <p>(下水道河川管理課)</p>	<p>に統一した表記に修正し、平成 26 年度より施行している。</p>
<p>(指摘 29)</p> <p>本貸付金について、期限を指定して「督促した後相当の期間」を経過してもなお履行されないとき、すなわち、督促状・催告書等を発してから概ね 1 年以内のうちには、「徴収停止」・「履行延期の特約等」等の手続をとらない以上は、訴訟手続による履行請求等を行うことを検討しなければならない。</p> <p>(下水道料金課)</p>	<p>平成 26 年度より「福岡市債権管理条例」が施行されたことに伴い、徴収手続きを遵守するため、財政局にて作成された「債権管理マニュアル」に従いながら、財政局と連携して、手続を実施していくこととした。</p>
<p>(意見 74)</p> <p>収納事務におけるマニュアルには、私債権である本貸付金も念頭におき、例えば、どの時期に、どのようなことを検討し、どのような手順で、訴訟提起や支払督促手続などを行うか、それとも「徴収停止」、「履行延期の特約等」、「免除」等の手続を検討するかを記載すべきである。また、決して漫然と消滅時効を進行させて時効を完成させることがないように、債務者からの「債務承認書」提出の手法なども併せてマニュアル化しておくのが望ましい。</p> <p>(下水道料金課)</p>	<p>「水洗便所改造資金貸付償還金収納整理マニュアル」を財政局にて作成された「債権管理マニュアル」に倣い、具体的な「訴訟」等の債権回収方法や、「徴収停止」等の猶予手法、「債務承認書」提出手法などを記載した内容に改訂した。</p>

第 12 章 教育委員会の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 財団法人福岡市教育振興会貸付金 (指摘 33)</p> <p>貸付金制度を開始、継続するためには、その公益性、必要性や償還期限等の根拠となる要綱が必要であり、これを早急に作成すべきである。</p>	<p>平成 26 年 3 月に「公益財団法人福岡市教育振興会貸付金貸付要綱」を策定し、平成 26 年 4 月 1 日より施行している。</p>

(学事課)	
<p>(指摘 35)</p> <p>現状の貸付手続では、奨学規程の定めがないまま所得に関する証明書を徴求したり、奨学金借用証書を奨学規程の定めと異なる時期に徴求するといった、奨学規程に反する運用が見受けられた。かかる状況を改めるため、奨学規程を改正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(学事課)</p>	<p>所得証明書については、平成 26 年度奨学生の募集にあたり、奨学生願書とあわせて提出する必要があることを奨学規程に定めた。</p> <p>また、借用証書については、実際の貸付手続に準じ、奨学生採用決定の通知を受けた後に提出するよう、平成 25 年 3 月に奨学規程の改正を行った。</p>
<p>2 地域改善対策奨学金</p> <p>(意見 79)</p> <p>債権管理について、その正確かつ適切な処理を担保するに足る定めを欠いている。早急に「市の定める債権管理に関する規則」と言いうる規定を作成すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(人権・同和教育課)</p>	<p>奨学金に係る債権管理の取り扱いについては、「福岡市債権管理条例」の制定を踏まえて「返還指導事務処理要領」を作成し、適切な事務処理を定めた。</p>